

〔巻頭言〕

受託者の責務

理事 砂田卓士

平成5年は、大正11年4月21日法律第62号として制定された信託法が翌年1月1日施行されてから満70年、昭和51年10月23日信託法学会が設立されてから満17年になる。法律は古稀を過ぎ学会は青年期を迎えたのである。

このように信託法は、戦後生れの多いわが国の法律の中では古株の仲間に入る方であるが、信託制度自体を市民に広く普及し信託思想そのものを啓蒙したとは思われない。このことは、わが国の信託が信託の引受を営業とする者によって受託され、その後、この者はいわゆる信託兼営法・金融機関再建整備法等により普通銀行同様の外観を備え、さらにその業務も金銭信託を主要な商品としてきたので外見上も普通銀行のそれと全く異なるところがないことから、市民の信託に関する認識を促すに至らなかったのである。信託が一般市民に多少なりとも意識されるようになったのは、信託法学会創設の頃からであろう。時恰もわが国経済の最成長期に当り、都市再開発あるいは環境破壊防止の手段として、土地利用の助勢と制限という相反する目的に信託手法が用いられ始めたことに市民の関心が寄せられたのかもしれない。さらに近年、遺言信託・年金信託・公益信託等により、信託は市民にかなり身近なものになってきた。

しかしそれでも、営業信託を離れて信託制度そのものの理解が十分ではないことから、信託の受託者がどのような行為をしなければならないのかという認識は、一般市民には勿論のこと、信託設定者・受益者にさえも薄いのではなからうか。受託者には忠実義務・善管注意義務・信託財産分別管理義務等が課せられているのであるが、このことを認識している受託者は極めて少ないように思われる。信託設定者と受託者との間には信認関係があるからこそ、受託者に忠実義務を中心とする諸々の義務が生ずるのである。たとえば、株式会社にお

いては、取締役は株主の信託を受けているのであるから忠実義務を負い且つその義務違反は解任理由となり、株主からその義務違反を追及されるのである(商254条, 254条ノ3, 257条, 266条ノ3, 267条)。また、地方公共団体の議員・首長は、住民の信託を得て選ばれるので、議会の解散・議員の解任請求を受けることがあり、事務を誠実に管理執行する義務を負うのである(憲93条, 自治13条, 76条, 80条, 81条, 138条の2)。さらに、憲法前文によれば、主権者である国民が国政を信託するのであるから、国政の権威は国民に由来し、国政の権力は国民の代表者が行使し、国政の福利は信託設定者であり受益者である国民が享受するのである。したがって、公務員の選定罷免は国民の権利であり、公務員は全体のための奉仕者でなければならないのである(憲15条, 国公82条, 96条)。

したがって、企業の経営者には、企業を維持発展させる義務のあることは当然であるが、そのためには手段を選ばない施策は許されないのである。地方公共団体の首長・議員等は、住民の信託に応じてその福祉向上を図ることに専念しなければならず、受託者であるという地位を忘れて自己の利益追求に走ってはならないのである。国政は国民の信託を受けて国民の代表者がこれを行うのであるから、国民全体のために忠実にその義務を遂行すべきであって、限られた一部の者にのみ利益を享受させるが如き行為を絶対にしてはならないのである。たとえば、税金は国民のために使うべきものである。主権者である国民が国政遂行のために納付したものは、先ず受益者である国民に利益を還元すべきである。わが国の国際的地位及び地球上に救済を要する事柄のあることも認識しているが、国民の多くが貧困・窮乏・疲弊していることを殆んど顧みないで、全く無関係な者(国)を援助するために支出するが如き行為は、受託者たる義務に違反すると考えるのである。このことは憲法第25条が、国民の生存権を保障し、国が国民の社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進の義務を負う旨の規定をおいていることから明らかである。

もし世界の人々が受託者の責務を自覚するならば、わが国の憲法の精神である平和主義の理念を達成することができるはずである。